

『逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）』修正の概要

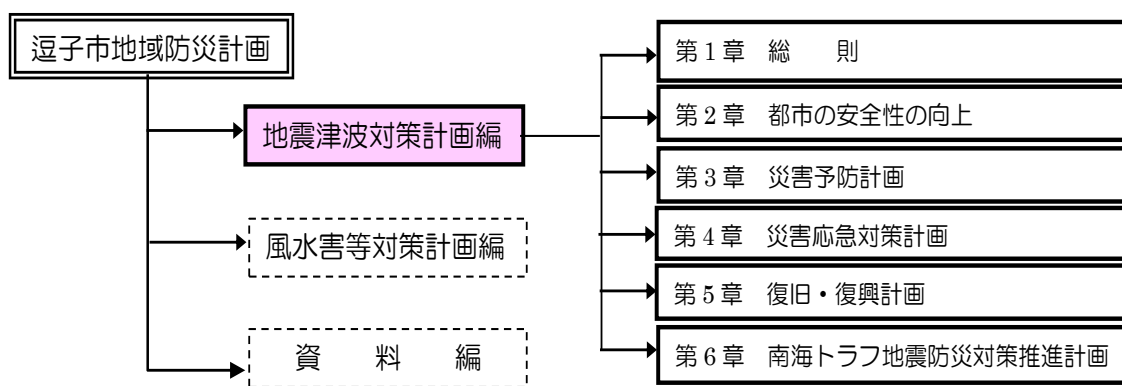
1 『逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）』とは

(1) 目 的

逗子市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、逗子市防災会議が定める計画で市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本市の地域に係る災害の対策について、各部局及び防災関係機関等が各種の防災活動の指針となるものです。

(2) 逗子市地域防災計画の構成

地震・津波災害に対処することを目的とした「地震津波対策計画編」、風水害等に対処することを目的とした「風水害等対策計画編」及び各編に必要な資料を「資料編」として構成しています。



(3) 地震津波対策計画編の目的

地震津波災害対策計画編は逗子市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関等がその対策を実施することにより、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目指し、地震及び津波災害から市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

(4) 地震津波対策計画編の位置づけ

市内の地震津波災害に対する基本的な対応策を定めるもので、本市の各部局及び防災関係機関等が各種の防災活動を行うに当たっての指針となるものです。

(5) 市の総合計画との関係

本計画は、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び地震防災対策特別措置法等の関係法令、国及び県の防災関係計画等に基づくものですが、本計画に係る本市所管の施策または事業等については、逗子市総合計画に位置付けるものとします。

■ 神奈川県地震防災戦略の取組内容及び神奈川県地域防災計画修正内容の反映

平成28年4月からスタートした神奈川県地震防災戦略の取組内容及び令和2年3月に改訂された県地域防災計画の修正内容を反映しました。

（主な修正内容）

- ・ 神奈川県が実施した地震被害想定調査結果（平成27年3月）の反映
- ・ 逗子市における被害想定の変更

■ 国の法令改正等の反映

近年行われた国の法令改正や防災基本計画の修正内容を反映しました。

（主な修正内容）

- ・ 避難場所等を切迫した危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と被災者が一定期間滞在し避難生活を送るための「指定避難所」に区分して指定
- ・ 「東海地震に関する事前対策計画」に代わり「南海トラフ地震防災対策推進計画」を新規に策定
- ・ 「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ名簿の情報共有を行うことを追加
- ・ 自発的な防災活動に関する地区防災計画について、必要と認める時は地域防災計画の中に位置付けることを追加
- ・ 避難情報の名称変更

■ 災害対策本部の強化

近年の災害事例や地震防災訓練等で得た教訓等を反映して災害対策本部の機能を強化しました。

（主な修正事項）

- ・ 災害対策本部の組織を機能別に細分化して分担業務等を修正
- ・ 地区防災拠点を小学校区単位の5か所に増設し、あらかじめ担当要員を指定

■ 近年の災害対策の教訓を踏まえた強化

前回の修正以後に発生した地震被害に係る教訓などにに基づき、新たな取り組みを計画に反映しました。

（主な修正事項）

- ・ 避難所における感染症予防対策について追記
- ・ 避難所外被災者に対する物資の配布、巡回健康相談、情報の伝達等の実施
- ・ 避難所の生活環境への配慮及びペット同行避難への対応について追記

● 避難場所等の区分の明確化

修正概要

平成26年4月に改正された災害対策基本法において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されました。

	指定緊急避難場所（法第49条の4）	指定避難所（法第49条の7）
考え方	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設
指 定 基 準	①災害が切迫した段階で、速やかに避難場所が解放されていること。 ②当該災害に耐えられる構造を有していること。 ③当該災害が発生した場合において危険が及ぶ恐れがない土地の区域 など	①避難者の滞在に必要な規模を有していること。 ②災害による影響が比較的少ないこと ③車両が容易に侵入できること など
指 定	災害種ごとに市長が指定	災害種に限らず市長が指定
備 考	相互に兼ねることができる。	

避難所等名称の変更

すでに本市の計画で定めている避難所等の名称を国の指定基準に基づいて、以下の通りに整理し、指定した施設を『逗子市地域防災計画（資料編）』に位置づけます。

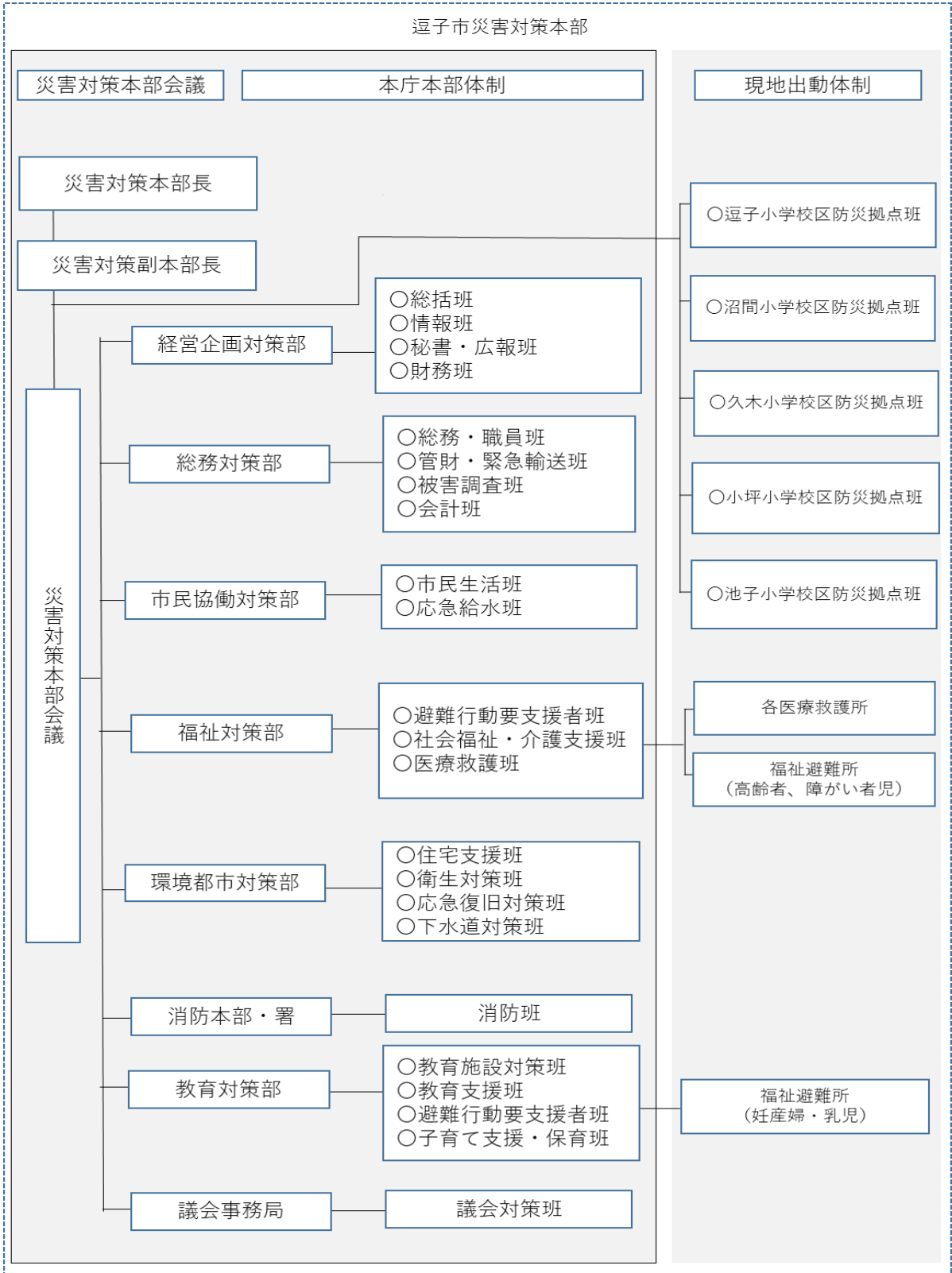
旧名称	新名称	備考
一時避難所	一時避難所	地域、家庭で決めておく
広域避難場所	広域避難場所	指定緊急避難場所（大規模な火災）として指定し、名称は広く周知されていることから引き続き使用
津波一時避難場所（建物）	指定緊急避難場所（津波）	
津波一時避難場所（土地）		
（指定なし）	指定緊急避難場所（地震）	その他（ ）内に当該災害を付記する。
（指定なし）	指定緊急避難場所（洪水）	
震災時避難所	指定避難所	
風水害時避難所		
福祉避難所	福祉避難所	

● 災害対策本部組織の見直し

修正概要

災害対策本部の各対策部を複数の班に組織して分担業務を見直しました。

また、地区防災拠点をこれまでの3箇所から小学校区単位に5箇所に増やし、あらかじめ担当職員を指定しました。



● 職員の出動体制の見直し

- 第1次体制への配備指令発令基準を従来の「震度4」に加え「隣接する市の地震震度観測地点において震度5強以上を観測」を追加し応援の体制を準備します。
- 国が防災対策を強化する地域を南海トラフに拡大したことを受けて、配備指令発令基準を東海地震から南海トラフ地震に変更しました。
- 災害の規模に応じ、災害対策本部設置体制を第3次体制と第4次体制に区分しました。

旧 配備指令の種別と発令基準						
設置組織	配備指令	配備指令発令基準			配備すべき職員の基準	発令者
		震度	津波警報等	東海地震		
警戒態勢	第1次体制	震度4	津波注意報	東海地震に関連する調査情報(臨時)	防災課職員及び消防長があらかじめ指定した消防職員	自動発令
災害警戒本部設置体制	第2次体制	震度5弱	津波警報		各部の部長があらかじめ指定した職員	
災害対策本部設置体制	第3次体制	震度5強以上	大津波警報	東海地震注意情報または東海地震予知情報	全職員	



新 配備指令の種別と発令基準						
設置組織	配備指令	配備指令発令基準			配備すべき職員の基準	発令者
		震度	津波警報等	南海トラフ地震		
災害注意体制	第1次体制	震度4 <u>又は隣接する市町の地震震度観測地点において震度5強以上を観測</u>	津波注意報	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	防災安全課職員及び消防長があらかじめ指定した消防職員	自動発令
災害警戒本部設置体制	第2次体制	震度5弱	津波警報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	各部の部長があらかじめ指定した職員	
災害対策本部設置体制	第3次体制	震度5強以上	大津波警報	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	各部の部長があらかじめ指定した職員	
	<u>第4次体制</u>	<u>上記に加えて市内に大規模な被害が発生し、市役所の全活動力を必要とする場合</u>			全職員	

● 避難情報の名称変更

平成29年1月に改訂された「避難勧告等に関するガイドライン」避難情報の名称が変更されました。

旧名称	新名称
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始
避難勧告	避難勧告
避難指示	避難指示（緊急）

● 避難所運営における配慮の充実

近年の災害事例等で得られた教訓等を反映し避難所運営に必要な対策を追記しました。

避難所における感染症対策	第3章 災害予防計画 第2節 避難対策
避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応については、神奈川県「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」に基づき感染症対策を徹底し、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所の開設を図ります。	
避難所の生活環境への配慮	第4章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画
避難所の生活環境については、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策やエコノミークラス症候群対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握を行い、必要な措置を講じるよう努めます。 また、要配慮者や妊産婦、母子のための専用スペースの確保に努めるとともに、巡回警備等により、避難所の安全性の確保措置に努めます。 さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるよう努めます。	
避難所以外の場所に滞在する避難者への支援	第4章 災害応急対策計画 第5節 避難対策計画
やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、職員や自治会の協力による巡回等、様々な手法で把握に努め、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保に努めます。	

● 災害に強い地域づくりの推進

自主防災組織育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

自主防災活動の拡充強化	第3章 災害予防計画 第9節 災害に強い地域づくりの推進
○ 自主防災組織への女性の参加の促進に努めるとともに、女性リーダーの育成に努めます。 ○ 一定の地区内の自発的な防災活動に関する地区防災計画について、住民等から素案の提案があった場合で、必要と認める時は、地域防災計画の中に位置づけます。	

● 要配慮者等に対する施策

災害発生時において、避難に支援が必要な人が生活することができるように避難行動要支援者対策を推進します。

避難行動要支援者名簿の作成	第3章 災害予防計画 第4節 要配慮者等に対する対策
災害対策基本法第49条の10から49条の13により、避難について特に支援が必要な「避難行動要支援者」の把握に努め、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、効果的に避難誘導を実施するため、避難支援に携わる関係者である消防機関、県警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行うことを追加しました。	

● 被災者支援に係る内容の充実

被災者支援に係る対策内容をさらに充実させ、被災者からの求めに応じて遅滞なく支援が行えるよう必要な対策を追記しました。

被災者台帳の作成	第5章 復興・復旧計画 第6節 生活再建支援
災害対策基本法第90条の3から90条の4により、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることを追記しました。	
迅速な罹災証明の発行	第3章 災害予防計画 第2節 避難対策
災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。	

● 住民等への情報伝達

災害時の住民への情報伝達に係る基本方針を追記しました。

積極的な広報	第4章 災害応急対策計画 第4節 情報の収集と伝達
○ 避難所以外で避難生活を送る避難者、応急仮設住宅として提供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めます。 ○ 被災者の安否情報について住民から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努めます。なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底します。	

● その他

全般にわたる修正
○ 県の計画との整合させて、「編」を「章」、「章」を「節」に変更し、記述の順序を変更しました。また、文体を「だ・である調」（常体）から「です・ます調」（敬体）に修正しました。 ○ 「第3部 災害予防計画 第1章地震に強いまちづくりの推進」の内容を「第2章 都市の安全性の向上」の各編と整理・統合したほか、全体にわたり重複等の修正、簡潔な表現に修文しました。 ○ 本市の機構改革に伴い課名を修正しました。

4 『逗子市地域防災計画（地震津波対策計画編）』の主な修正箇所一覧表

※ 修正がない場合や軽微な修正を行った章・節については、記載を割愛

章・節	章名・節名	頁	修正概要
第1章 総 則			
第1節	計画の目的位置づけ	P1 P2	・「実施要領計画編」を「資料編」に変更 ・第6章に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を追加
第3節	地震被害の想定	P7 P8	・県における最大クラスの津波を、「相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル、西側モデル）」「慶長型地震」「元禄関東地震タイプの地震」「元禄関東地震タイプと国府津-松田断層帯地震の連動地震」としたことを追記 ・県が実施した地震被害想定調査結果（平成27年3月）に基づく地震被害想定
第4節	逗子市地震防災戦略	P19	・「県地震防災戦略」の修正により、減災目標を大正型大震災による死者数を半減に修正
第5節	地震災害対策計画の推進主体とその役割	P22 P23 P23	・市民の役割として備蓄食料を「3日分」「最低3日分、奨励1週間分」に修正 ・過去に起こった大規模災害の教訓の伝承を追加 ・家族内の連絡体制についてあらかじめ決めておくことを追加
第2章 都市の安全性の向上			
第5節	津波対策	P38 P39 P41 P42 P42	・「自助」の避難行動が原則であり、津波知識の普及啓発に努めることを追加 ・県が実施する津波災害（特別）警戒区域等の指定について追加 ・避難行動要支援者名簿の作成、関係者との情報の共有、外国人、旅行者等も含めた要配慮者の避難誘導體制の整備に努めることを追加 ・「津波防災の日」（11月5日）における積極的広報の実施を追加 ・避難時間を考慮した住民参加による津波避難訓練の実施を追加
第3章 災害予防計画			
第1節	防災力強化の取組	P55 P57	・応援機関との平時からの「顔の見える関係」の構築、訓練などによる持続的な連携体制の強化を追加 ・市民の救護能力の向上のため、AED使用方法の普及啓発の実施を追加
第2節	避難対策	P60 P60 P60 P61 P62 P62	・避難所における新型コロナウイルス感染症等の対応について県のガイドラインに基づき感染症対策を徹底し、可能な限り多くの避難所の開設を図ることを追加 ・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定及び周知を追加 ・避難所運営において要配慮者等のケア、避難者のプライバシーの確保について追加 ・二次被害防止を日頃から啓発することを追加 ・罹災証明書 of 交付体制整備に努めることを追加 ・避難所におけるペットの同行について具体的に検討し、避難所運営マニュアルに位置づけることを追加
第4節	要配慮者等に対する対策	P65 66 P66	・「避難行動要支援者名簿」の作成及び同意を得た上で避難支援に携わる関係者にあらかじめ避難行動要支援者名簿の情報共有を行うことを追加 ・一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のための福祉避難所の指定に努めることを追加
第5節	災害医療防疫体制等の強化	P70 P71	・医療機関と訓練などを通じた災害時の医療救護連携体制の構築を追加 ・「遺体処理」を「遺体対応」に用語を修正
第9節	災害に強い地域づくりの推進	P84	・地区防災計画を必要と認める時は、地域防災計画の中に位置付けることを追加

第4章		災害応急対策計画	
	前文	P89	・発災当初の72時間は人的・物的資源を優先的に配分することを追加
第2節	災害対策本部の設置	P91・ 93 P93 P99 P95 P97	・配備指令基準の「東海地震」を「南海トラフ地震」への変更及び災害対策本部設置体制を「第3次体制」と「第4次体制」の2つに区分 ・災害対策本部の設置場所に「状況により5階会議室」を追加 ・災害対策本部が被災した場合を想定して、災害対策本部代替機能の充実を追加 ・災害対策本部の組織を、各対策部に機能別に班を設置し、各小学校区ごとに地区防災拠点班を設置することについて修正 ・被害調査班（総務対策部）の業務に「罹災証明の発行に関すること」を明記
第3節	職員の出動体制	P103	・第1次体制への配備指令発令基準に従来の「震度4」に、加え「隣接する市の地震震度観測地点において震度5強以上を観測」を追加
第4節	情報の収集と伝達	P105 P105 P105	・避難所外避難者に対する情報提供に努めることを追加 ・被災者安否情報の照会があった場合は、可能な限り回答に努めることについて追加 ・避難者の中に、DV被害者等が含まれる場合は、特に個人情報の管理を徹底することを追加
第5節	避難対策計画	P121 P121 P123 P123 P124	・避難所の運営管理において、要配慮者等の多様な視点の反映について追加 ・避難所生活でエコノミークラス症候群対策等の必要な措置をとることを追加 ・避難所に滞在することができない被災者に対しても、巡回、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回の実施及び情報の伝達等に努めることを追加 ・帰宅困難者に対して一斉帰宅の抑止を図るとともに、滞在場所の確保等の支援に努めることを追加 ・帰宅困難者の滞在場所の運営にあたって、男女のニーズの違いや、要配慮者のニーズの配慮に努めることを追加
第6節	消防対策計画	P131	・消防相互応援協定等に基づく他の市町村への応援要請及び県内消防広域応援実施計画に基づく緊急消防援助隊派遣要請による迅速な応援部隊の配置を追加
第7節	津波対策計画	P135	・「沿岸付近で強い地震（震度4以上）」を「沿岸付近で強い地震（震度4程度以上）」に修正
第8節	食料・生活関連物資等供給計画	P137	・避難所以外の避難者、応急仮設住宅避難者、広域避難者に対しての物資等の提供を追加
第11節	医療救護対策計画	P147 P147	・医療活動の実施にあたっては、逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会及び逗葉地域医療センターと連携することを追加 ・被災地外からの派遣要請について地域災害医療対策会議を通じて行うことを追加
第13節	遺体等の搜索、処理、埋葬計画	P153 P154	・「遺体処理」を「遺体対応」に用語を修正
第16節	緊急輸送対策計画	P166 P166	・道路、河川等の維持管理者は、道路、河川等にある障害物の除去を行うことを追加 ・道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項により、緊急車両通行の妨げになる車両等の措置を命ずることを追加
第24節	ライフライン施設対策計画	P191	・都市ガス施設の応急対策について、東京ガス（株）の非常体制区分等を追加

第5章		復旧・復興計画	
前文		P201	・復興対策にあたっては、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織において、女性及び障がい者、高齢者等の要配慮者の参画の促進に努めることを追加
第2節	復興対策の実施	P204	・住宅の復興対策に関する調査の県への報告及び住家等の被害の程度を調査する際、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等の活用について追加
第5節	都市基盤施設等の復興対策	P216 P218 P218 P219	・復興法において災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記されたことについて追加 ・大量の災害廃棄物が発生した場合は、広域的な処理を検討することを追加 ・県と協力して、災害廃棄物の処理処分方法を確立し可能な限り減量化に努めることについて追加 ・家屋等の解体・撤去は、アスベスト調査を実施の上、倒壊の危険性のある建物から優先することについて追加
第6節	生活再建支援	P220 P222	・必要に応じて、一元的に集約した被災者台帳を作成することを追加 ・相談窓口の設置、DPADによる訪問相談等による精神的支援について追加

東海地震に関する事前対策計画(削除)	
国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）【改訂版：令和元年5月】」の改訂内容を含め、新規に「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し「東海地震に関する事前対策計画」は「資料編」に記載する。	

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画（新規）			
第1節	総則	P228 P230	・推進計画の目的、防災関係機関が行う事務又は業務の大綱について記載 ・南海トラフ沿いで観測され得る異常な現象及びそれに伴う防災対応について記載
第2節	関係者との連携協力の確保	P234 P234	・資機材・人員等の配備手配、他機関に対する応援要請について記載 ・帰宅困難者への対応の基本原則の周知と民間業者の協力について記載
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	P235 P235 P237 P238	・警報等の伝達、波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備、防災行政無線の整備について記載 ・避難対策について津波避難ビルの適切な指定、浸水地域の住民への説明について記載 ・住民の防災対応等について日頃からの備えについて記載 ・消防機関等の活動、水道、電気、ガス、通信、放送関係、交通等に関する対策について記載
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	P241	・総合的かつ計画的な施設等の整備の推進について記載
第5節	防災訓練計画	P242	・防災訓練の実施について記載
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	P243	・市職員に対する教育、地域住民等に対する教育、相談窓口の設置について記載
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	P245	・地域の実情を踏まえつつ、短時間で避難が可能となるまちづくりを目指すことを記載